

令和 7 年度第 8 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 7 月 2 5 日

担当部・課：保健福祉部子育て支援課〔内線 2 5 1 2〕

① 件 名

石巻市母子・父子家庭医療費助成事業における所得制限限度額の引き上げについて

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

本市では、宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金を活用し、18歳の年度末までの児童がいる母子・父子家庭及び父母のない18歳の年度末までの児童に対して医療費を助成しているが、助成を受けようとする母子家庭の母又は父子家庭の父等の所得が所得制限限度額を超える場合は、助成の対象外としている。

令和 6 年 7 月、児童扶養手当法の所得制限限度額が改正されたことに伴い、令和 7 年 3 月、その基準を準用している宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱が改正された。

【目的】

県の要綱改正に合わせ、本市においても母子・父子家庭医療費助成事業における所得制限限度額の引き上げを行ったもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

児童扶養手当法施行令（昭和 3 6 年 1 2 月 7 日政令第 4 0 5 号）

宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱

石巻市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成 1 7 年 4 月 1 日条例第 1 4 4 号）

石巻市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則（平成 1 7 年 4 月 1 日規則第 9 1 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち

第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実

2 子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 6 年 7 月 児童扶養手当法施行令の一部改正（令和 6 年 1 1 月 1 日施行）

令和 7 年 3 月 宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正
（令和 7 年 1 0 月 1 日施行）

7 月 石巻市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正
（令和 7 年 1 0 月 1 日施行）

⑤ 主な内容

母子・父子家庭医療費助成の受給資格の更新時期に合わせ、令和 7 年 1 0 月 1 日付で母子家庭の母又は父子家庭の父の所得制限限度額の引き上げを行うもの。

【所得制限限度額】

扶養親族等の数	改正後	現 行
0 人	1, 7 0 0, 0 0 0 円	1, 5 4 0, 0 0 0 円
1 人	2, 0 8 0, 0 0 0 円	1, 9 2 0, 0 0 0 円
2 人	2, 4 6 0, 0 0 0 円	2, 3 0 0, 0 0 0 円
3 人	2, 8 4 0, 0 0 0 円	2, 6 8 0, 0 0 0 円
4 人	3, 2 2 0, 0 0 0 円	3, 0 6 0, 0 0 0 円
5 人	3, 6 0 0, 0 0 0 円	3, 4 4 0, 0 0 0 円

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 所得制限限度額の引き上げにより、母子・父子家庭の負担軽減が図られる。 【市財政への負担】 令和7年度当初予算 助成延件数 8, 3 6 4 件（うち、改正影響見込分 2 0 4 件） 助成額 2 3, 6 3 4, 0 0 0 円（うち、改正影響見込分 1 6 6, 8 7 2 円） （財源）母子・父子家庭医療費助成事業補助金 県 1 ／ 2、一般財源 1 ／ 2
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
県内他市においても同様に改正予定
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
⑨ その他